

ロシア連邦のウクライナに対する侵略に抗議する会長談話

2022年2月24日、ロシア連邦はウクライナに対して軍事侵攻を行い、さらに、ロシア連邦のプーチン大統領がウクライナ侵攻を発表した演説で核保有国であると誇示した。国連憲章は「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」(国連憲章第2条4項)、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」(国連憲章第51条第一文)としているところ、今回のロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻は、国連憲章に明確に違反する侵略であり、しかも、核兵器による威嚇によって侵略を強行しようとするものであり、断じて容認できない。さらに、ロシア連邦によるウクライナに対する侵略は、安全保障理事会常任理事国として国際の平和と安全の維持のためロシア連邦に課せられた重大な責務に根底から違反するものといわねばならない。

戦争は最大の人権侵害である。そして、日本国憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と規定する。日本国憲法が保障する平和的生存権は、日本国民のみが享有する権利ではなく、戦争や暴力の応酬が絶えない今日の国際社会において、全世界の人々が平和に生きるための全ての基本的人権の基礎となる人権であり、今こそ全世界に広く確保され実現されることを望む。当会は、自らへの危険を顧みずロシア政府に反対意思を表明しているロシア連邦の多くの市民に敬意を表するとともに、戦争に反対する国際世論に連帯し、ウクライナをはじめとする市民に一刻も早く平和な日常が戻ることを望む。

日本政府には、日本国憲法に基づき、戦争の停止・終結に向けた積極的な対応を求める。

当会は、法の支配の確立を求め、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする立場から、今回のロシア連邦によるウクライナに対する侵略に対して強く抗議し、本談話を発表する。

2022年(令和4年)3月1日

宮崎県弁護士会

会長 谷口 渉

